



【掲載内容】

◆ 令和2年度歳入歳出予算	2頁									
◆ 令和2年度事業計画	<table border="1"> <tr> <td>基本方針・重点事項</td> <td>.....</td> <td>3頁</td> </tr> <tr> <td>被保険者数の推移</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険給付・保健事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本方針・重点事項	3頁	被保険者数の推移			保険給付・保健事業			3頁
基本方針・重点事項		3頁								
被保険者数の推移											
保険給付・保健事業											
◆ 組合員現況調査実施について	10頁									
◆ 組合会議事内容・感謝状被贈呈者											
◆ 4月は異動の時期です。各種手続きはお早めに！	11頁									
◆ 令和2年度人間ドック・特定健診について	12頁									



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp/

●発行人
理事長 佐藤 政己

第107号

佐藤 政己 理事長挨拶

日頃、当国保組合の事業にご協力いただき、心より感謝いたします。

皆様ご存じのとおり、昨年十一月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルスが世界的に大流行しています。日本全国にも感染が拡大する中、当県も例外ではなく、感染者が日一日と増加し、今後も予断を許さない状況です。

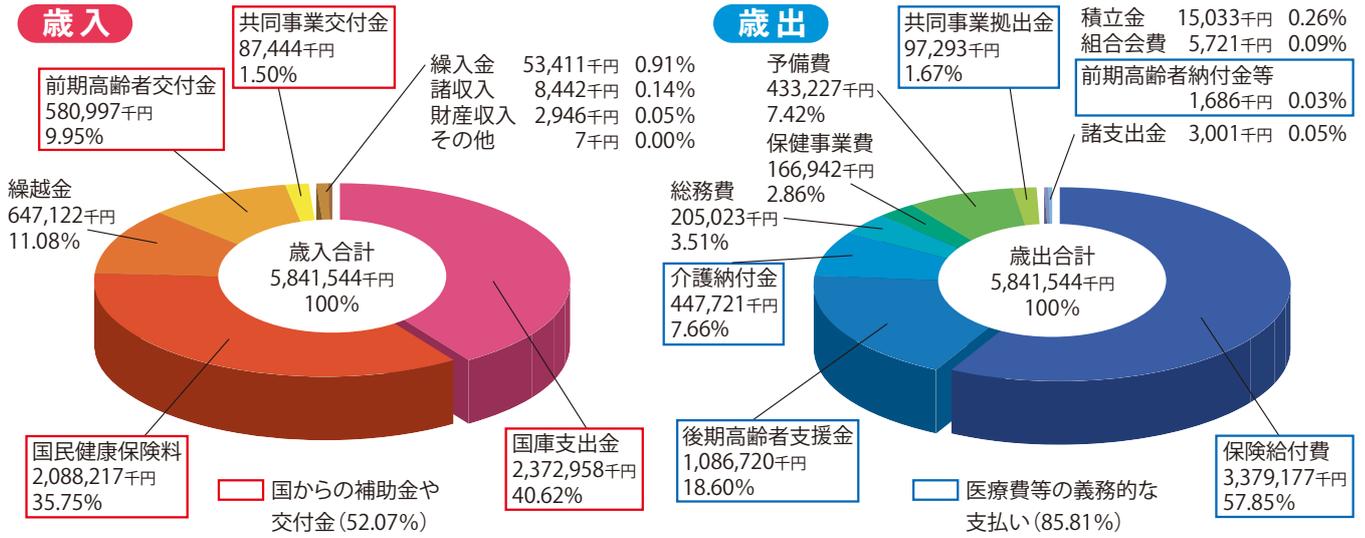
この影響で本来は三月十一日に開催を予定していた第一〇二回組合会も中止せざるを得ない事態となりました。令和二年度の事業計画や歳入歳出予算という重要議案については新潟県知事の指揮の下、法令にのっとり、理事の専決処分により何とか対応できましたが、このことは本年創立五十周年を迎える当組合にとっても初めてのことです。

更に、夏の東京五輪・パラリンピックが来年に延期されることも決定しました。この影響が経済活動に及ぼす影響は計り知れなく、皆様の生活にも大きな陰を落としつつあることに心を痛めております。

今後、この状況がどう進むのか、また、いつ収束するのか現時点では不明ですが、引き続き動向を注視し関係当局とも連携をとり、適切な対応を心がけながら、皆様の健康を支えるために役職員一同力を合わせて進んで参りたい所存ですので、今後ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

そして皆様におかれましては今一度「うがい」「手洗い」「人混みを避ける」「十分な睡眠をとる」等、基本的な予防策に留意いただきながら健やかに過ごしていただくことを祈念してご挨拶に代えさせていただきます。

令和2年度 歳入歳出予算構成



歳 入				
款	項	R1 (千円)	R2 (千円)	前年比(%)
1.国民健康保険料		2,098,897	2,088,217	99.49
	1.国民健康保険料	2,098,897	2,088,217	99.49
2.一部負担金		2	2	100.00
	1.一部負担金	2	2	100.00
3.分担金及び負担金		2	2	100.00
	1.分担金及び負担金	2	2	100.00
4.使用料及び手数料		1	1	100.00
	1.督促手数料	1	1	100.00
5.国庫支出金		2,527,748	2,372,958	93.39
	1.国庫負担金	12,556	12,508	99.62
	2.国庫補助金	2,515,192	2,360,450	93.85
6.前期高齢者交付金		436,955	580,997	132.96
	1.前期高齢者交付金	436,955	580,997	132.96
7.県支出金		1	1	100.00
	1.県支出金	1	1	100.00
8.共同事業交付金		70,848	87,444	123.42
	1.共同事業交付金	70,848	87,444	123.42
9.財産収入		2,946	2,946	100.00
	1.財産運用収入	2,946	2,946	100.00
10.寄付金		1	1	100.00
	1.寄付金	1	1	100.00
11.繰入金		28,422	53,411	187.92
	1.特別積立金繰入金	1	1	100.00
	2.給付費支払準備金繰入金	1	1	100.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	1	100.00
	4.高齢者医療積立金繰入金	1	1	100.00
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	16,000	100.00
	6.業務電算化積立金繰入金	12,412	17,402	140.20
	7.会館再取得積立金繰入金	1	1	-
	8.会館当繕積立金繰入金		1	-
	9.役員退職積立金繰入金	1	1	100.00
	10.職員退職積立金繰入金	1	1	100.00
	11.備品再取得積立金繰入金	1	1	100.00
	12.周年事業積立金繰入金		20,000	-
12.繰越金		359,490	647,122	180.01
	1.繰越金	359,490	647,122	180.01
13.諸収入		8,228	8,442	102.60
	1.延滞金及び過怠金	2	2	100.00
	2.預金利子	500	500	100.00
	3.受託事業収入	1	1	100.00
	4.雑入	7,725	7,939	102.77
歳 入 合 計		5,533,541	5,841,544	105.57

歳 出				
款	項	R1 (千円)	R2 (千円)	前年比(%)
1.組合会費		6,335	5,721	90.31
	1.組合会費	6,335	5,721	90.31
2.総務費		178,259	205,023	115.01
	1.総務管理費	113,865	140,590	123.47
	2.徴収費	62,003	62,022	100.03
	3.趣旨普及費	2,391	2,411	100.84
3.保険給付費		3,414,897	3,379,177	98.95
	1.療養諸費	3,001,990	2,963,503	98.72
	2.高額療養費	315,087	326,001	103.46
	3.移送費	36	36	100.00
	4.出産育児諸費	56,426	49,373	87.50
	5.葬祭諸費	3,850	3,850	100.00
	6.傷病手当金	36,008	34,314	95.30
	7.出産手当金	1,500	2,100	140.00
4.後期高齢者支援金		1,075,514	1,086,720	101.04
	1.後期高齢者支援金等	1,075,514	1,086,720	101.04
5.前期高齢者納付金等		3,626	1,686	46.50
	1.前期高齢者納付金等	3,626	1,686	46.50
6.介護納付金		439,222	447,721	101.94
	1.介護納付金	439,222	447,721	101.94
7.共同事業拠出金		78,862	97,293	123.37
	1.共同事業拠出金	78,862	97,293	123.37
8.保健事業費		166,382	166,942	100.34
	1.特定健康診査等事業費	48,050	48,102	100.11
	2.保健事業費	118,332	118,840	100.43
9.積立金		14,477	15,033	103.38
	1.積立金	14,477	15,033	103.38
10.諸支出金		3,001	3,001	100.00
	1.償還金及び還付加算金	3,001	3,001	100.00
11.予備費		152,964	433,227	283.22
	1.予備費	152,964	433,227	283.22
歳 出 合 計		5,533,541	5,841,544	105.57

令和2年度新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

1. 基本方針

1 令和2年度政府予算案

安倍政権は昨年12月20日の閣議で、一般会計の総額が過去最大の102兆6,580億円となる令和2年度予算案を決定しました。これは令和1年度に続き100兆円の大台を超える8年連続過去最大の予算となります。社会保障費関係の予算は予算総額の3分の1を超えるものであり、いわゆる「幼保無償化」を主な要因として令和1年度より5.1%増加となる35兆8,608億円となりました。

なお、国保組合関係の予算は令和1年度より130億円余り少ない総額約2,739億円となりましたが、その原因は国保組合全体の被保険者数の減少と定率補助の削減が影響するもので、今後も厳しい事業運営を強いられることが予想されます。

2 診療報酬の見直し

本年は2年に1度の診療報酬改定年度となります。医療従事者の技術料や人件費に充てる本体部分を0.55%（医科0.53%、歯科0.59%、調剤0.16%）引き上げる一方、薬の公定価格を1.01%引き下げ、医療費の伸びを500億円程度に抑える予定です。

3 国民健康保険制度

国保組合においては平成30年に「加入者一人当たり市町村民課税標準額の調査（いわゆる所得調査）」が実施され、当組合は4年前の調査を9.3%上回る714,826円という結果がこの度確定しました。この結果は令和2年度の国庫補助金算定から適用されますが、32%の定率補助は引き続き確保されたものの、所得水準の上昇は普通調整補助金の交付にマイナス影響を及ぼすことが見込まれています。

市町村国保においては本年4月から保険料の基礎賦課限度額が2万円引き上げられ63万円、後期高齢者支援金分賦課限度額は19万円据え置き、介護納付金賦課限度額が1万円引き上げられ17万円となり、一世帯当たりの賦課限度額が99万円となります。現在、当組合の賦課限度額は60万円ですので、この点については当組合の優位性がますます鮮明になっています。

また、令和3年4月以降、「被保険者証番号が個人単位化」された被保険者証等が発行されます。医療機関等の窓口においては被保険者の加入資格を「被保険者証等」又は「マイナンバーカード」を元に確認する「オンライン資格確認」が開始されます。これにより、被保険者の資格誤りによる事務負担の軽減が期待されるため、当組合もこの制度に的確に対応できるよう、システム改修等を行って参ります。

4 今後の事業展開

令和1年度はここまで加入者数の減少は比較的緩やかであり、また、医療費等の支払実績については昨年度を下回る堅調な運営状況といえます。

このような状況ですので、令和2年度も保険料の改定は行わず、据え置きとします。

なお、保険料については、一昨年「保険料検討委員会」から提出された「答申」に沿って、また、収支状況や補助金等の動向を注視しながら、必要に応じて理事会で議論して参ります。

また本年、当組合は創立50周年という大きな節目の年を迎えます。これまでの永年の歩みを振り返りながら、未来に向けて当組合の進むべき方向を再確認する意味で周年事業についても鋭意取り組んで参ります。



2. 重点事項

1 被保険者の加入促進

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から大きく減少し、令和2年1月末現在18,211人になっています。被保険者数は過去5年間概ね1.8%の減少で推移してきましたが、令和1年度はここまで前年比0.66%の減少に留まり、例年を下回る減少率で推移しています。なお、令和6年にかけて被用者保険の適用拡大が予定されていることもあり、当組合への影響が今後懸念される場所です。

被保険者の年齢構成は65歳以上前期高齢者の加入率が年々上昇し、全国平均の約15%を大きく上回る約23%に迫る状況ではありますが、上昇の勢いは鈍化しつつあります。

今後の安定した事業運営のためには新規組合員の獲得、特に若い世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等を様々な機会を捉えて訴求し、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたく考えます。

2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

様々な新薬の登場により、上昇傾向にある調剤費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望カード」を引き続き配布するとともに、「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付します。また、令和2年度から年1回の送付となる医療費通知についても引き続き実施する他、新規事業「柔整療養費支給適正化事業」を推進し、柔整療養費支給の適正化を進めて参ります。なお、以上3点については新潟県国民健康保険団体連合会の共同事業として実施します。

レセプト点検についてはレセプト点検専門員2名と国保連合会を活用しながら二次点検を実施することで、点検効果が上がるよう引き続き強化して参ります。

また、多くの皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」等についても補助要件を一部見直ししながら、引き続き実施して参ります。

更に「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化と疾病予防を引き続き推進して参ります。具体的には13年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・利用率の更なる引き上げ、一つの疾病で複数の医療機関等を受診する者に対する「多受診指導」、健診結果の異常値を放置する者に対する医療機関の「受診勧奨」の他、人工透析患者への移行を未然に防ぐ「糖尿病性腎症重症化予防事業」等です。

また、「人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築」が推進される中、H30年度から新たに「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国の基準を満たす保健事業に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ(補助金)が交付されています。制度1年目のH30年度は全国162国保組合の中で当組合は14位という高い評価を得ました。国の基準には前述したような保健事業も含まれ、令和1年度は補助金の枠も3億円から5億円へ拡充されていますので、今後もこのような国の制度を有効活用しながら、被保険者の皆様の健康の保持増進と疾病予防に資する事業に積極的に取り組んで参ります。

3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は加入者の皆様からの保険料(35.75%)と国からの補助金(約40.62%)、前期高齢者交付金(約9.95%)の他、繰越金(約11.08%)等で構成されています。

一方、支出については、被保険者の医療費等や後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的な支払いが単年度支出の大部分の85.81%を占めています。医療費については皆様の日頃の健康に対する取り組みのおかげで、当組合は比較的安く抑えられている状況ではありますが、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、超高額薬剤の登場等による一人当たり医療費の上昇の影響で、保険料(基礎賦課額)の引き上げ圧力は年々増しているといえます。また、74歳以下の現役世代全員が75歳以上の後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の被保険者(介護二号被保険者)が介護費用の約5割を負担する介護納付金は加入者数に応じて支払う義務があり、国から示される一人当たりの負担金額は当組合の医療費の状況とは無関係に年々着実に上昇しています。これらの後期高齢者支援金の上昇は後期高齢支援分保険料の引き上げに、介護納付金の上昇は介護二号保険料の引き上げに直結するものです。

このような状況を踏まえ、今後は様々な角度から、保険料についての検討が必要と考えています。

4 適用の適正化の推進と法令遵守

令和1年度は3年に1度の組合員資格確認調査を実施いたしました。今年度は自主申告形式の「組合員現況調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。

また、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっています。組合役職員が一体となり、これらの諸規程や行動規範を遵守しながら、適正な運営に努めて参ります。

3. 事業内容

(1) 事業期間

(自)令和2年4月1日～
(至)令和3年3月31日

(2) 被保険者数

組合員である被保険者
8,600人
組合員以外の被保険者
9,100人
合 計 17,700人
※介護保険対象者(再掲)
6,450人

被保険者数の推移 (H9年以降)



(3) 保 険 料

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額	
組 合 員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級 一人親方	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日 未満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
		法人役員				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行って いる従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家 族	家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)	

※月額()は介護2号被保険者(40歳～64歳)以外の保険料

※賦課限度額	基礎賦課額	351,600円	(市町村 63万円)
	後期高齢者支援金等賦課額	152,400円	(市町村 19万円)
	介護納付金賦課額	96,000円	(市町村 17万円)
	計	600,000円	(市町村 99万円)

※後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳迄の方)が納付する。

※5級組合員 75歳以上組合員が「特例制度」希望により資格を継続。

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童 ^(注1)	8 割	2 割
就学児以降70歳未満	7 割	3 割
70歳以上 ^(注2)	一 般	2 割
	現 役 並 み 所 得 者	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

Ⅱ 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分		自己負担限度額	
	旧ただし書所得	901万円超		252,600円 [140,100円]
600万円超～901万円以下			167,400円 [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + ((医療費) - 558,000円) × 1%
210万円超～600万円以下			80,100円 [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
210万円以下			57,600円 [44,400円]	
	住民税非課税者		35,400円 [24,600円]	

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)※	入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得	690万円以上	252,600円 + 1% [140,100円]	医療費が842,000円を超える場合 + ((医療費) - 842,000円) × 1%
	課税所得	380万円以上	167,400円 + 1% [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + ((医療費) - 558,000円) × 1%
	課税所得	145万円以上	80,100円 + 1% [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
	一般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
低所得者 (住民税非課税者)	Ⅱ		8,000円	24,600円
	Ⅰ			15,000円

(注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く。)

・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯(単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む。)

・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税

・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯

※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円

※2 課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合も含む。

平成27年1月1日以降に70歳の誕生日を迎える者の世帯が対象。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年額での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳～74歳
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満 ^(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費(1食分)
現役並み所得者及び一般			460円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費(1日分)	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)	370円	370円 ※難病患者0円
低所得者Ⅱ	210円		
低所得者Ⅰ	130円 [※]		
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	

※ 診療区分Ⅱ、Ⅲは100円

Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養又は選定療養を受けたときにその療養に要した費用の内、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護をうけたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

Ⅸ 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

(5) その他の保険給付

Ⅰ 出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給	454,000円
	産科医療補償制度対象の分娩	(上乗せ) 16,000円
		470,000円

Ⅱ 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給	100,000円
	家族である被保険者が死亡した場合支給	50,000円

Ⅲ 傷病手当金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給		
	1 級	1日6,000円×60日＝	360,000円
	2 級～4 級	1日5,000円×60日＝	300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

Ⅳ 出産手当金	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給	1児につき	300,000円
---------	---------------------------	-------	----------



(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(組合員・家族)の資格が8か月以上あり、25歳以上の対象者 ・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。 ・石綿健診(一次及び二次)は、全額補助。
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日=150,000円を限度
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全世帯に毎年2月に通知する。(今年度は令和1年11月～令和2年10月診療分を対象とし、令和3年2月に通知。)
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる被保険者に年3回通知する。
5	柔整療養費支給適正化事業【新規事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準等に基づき抽出した申請書について、被保険者へ調査票を送付し、負傷原因や部位等の確認を行い、回答と申請書を突合した結果不適切な請求が疑われるもの等を把握し、支給の適正化に繋げる。
6	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保だより」年2回(4月・11月)、「国保のご案内」年1回配布する。
7	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。
8	地区国保協議会負担金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・上・中・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。
9	支部健康づくり推進事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。
10	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)
11	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満 1回につき2,200円限度(年2回まで) ・13歳以上65歳未満 1回 2,200円限度 ・65歳以上 1回 1,650円限度
12	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上 8,000円限度 ・65歳以上75歳未満 5,000円限度 ・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,200円限度
13	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜ、水痘(みずぼうそう)、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助
14	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の50% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の15% 積極的支援 対象者の15% ・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。(本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。)
15	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊))
16	データヘルス計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多受診指導(一つの疾病に対して複数の医療機関に罹る者への指導) ・受診勧奨(健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨) ・糖尿病性腎症重症化予防事業 他

(7) 被保険者証等の更新

令和2年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、「現況調査」を実施します。 ※調査期間 令和2年5月～6月末

(8) 事務委託費(徴収手数料)

組合員である被保険者1人、1ヶ月550円、年6,600円を事務委託費(徴収手数料)として交付する。

職種等の現況調査を行います

令和2年度は、8月の被保険者証更新前に、組合員の方の現況が組合同約等に規定する加入条件に合っているかの確認を行います。

◆調査開始時期…… 5月中旬頃

◆調査方法…… アンケート形式
(調査票に現況を回答し、署名・捺印の上、ご返送ください。)

ご多忙のところ大変お手数ですが、調査にご協力をお願いいたします。



調査票送付封筒イメージ

◆感謝状被贈呈者◆

(敬称略)

表彰規程別表1「1」該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
加 茂	近 藤 光 春	H20. 2. 1～R 2. 1. 31	12年 0ヶ月

表彰規程別表1「1」：組合の役員又は組合員議員を10年以上勤めた者

令和2年3月11日(水)に新潟東映ホテルで開催を予定していた、第102回組合会は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となりました。議案第1号～2号については新潟県知事の指揮の下、法令にのっとり理事の専決処分を執行。報告第1号～4号については議案書の配布で説明に代えています。

議事内容

報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	令和1年度事業実績中間報告について
報告第3号	補正予算の専決処分報告について
報告第4号	諸規程等の改正について
議案第1号	令和2年度事業計画(案)について
議案第2号	令和2年度歳入歳出予算(案)について

組合員・家族の
みなさまへ

4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 前の保険の喪失証明書等 印かん
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 出産育児一時金の申請書 印かん
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 印かん

家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 加入した健康保険証等の写し 印かん やめる人の建築国保保険証等
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 死亡診断書または埋葬許可証の写し 印かん
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 印かん やめる人の建築国保保険証等

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 新住所の住民票
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第116条該当届 在学証明書、または訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 ※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 破損、汚損した保険証

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるため、加入時に所得判定が必要となります。住民税の未申告などにより税情報が取得できなかった場合には、所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみなさま、

健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？

以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請を行ってください。申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新たに従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。
- ④国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書(2部)を支部に提出してください。
2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。

※申請書は所属支部にあります。申請の際は支部へご連絡ください。



法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの

1. 特定健康診査受診券（セット券） ※令和2年度は水色です。
2. 国民健康保険被保険者証

令和2年度特定健康診査受診券(セット券)を発送しました



受診券送付封筒イメージ

「40歳～74歳の皆様」
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健診受診券が必要となります。受診日には必ず持参して下さい。

健診の費用

特定健診	費用額(円)	自己負担額(円)
集団	7,084	0
個別	8,792	0
ファミリー健診	16,500	4,950
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診で受診できます。

なお、特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけますので、積極的にご利用ください。

人間ドックについてのお知らせ

「脳ドック」への補助を開始しました。

平成30年度より、新たに「脳ドック」が補助の対象に加われました。脳出血、脳腫瘍、脳梗塞等の早期発見に効果が期待できる検診です。検診料金の7割を45,000円を限度に補助します。オプション検診と同様に、検診費用の全額を一旦お支払いいただき、後日、申請により補助金を交付いたします。

バリウム検査を胃カメラに変更可能です。但し健診機関への事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 新潟県労働衛生医学協会 …………… ☎ 025-267-1200
- ☆ 新潟県健康管理協会 …………… ☎ 025-283-3939
- ☆ 健康医学予防協会 …………… ☎ 025-279-1100
- ☆ 上越地域総合健康管理センター …… ☎ 025-524-7111

追加料金の詳細は健診機関にお問い合わせください。